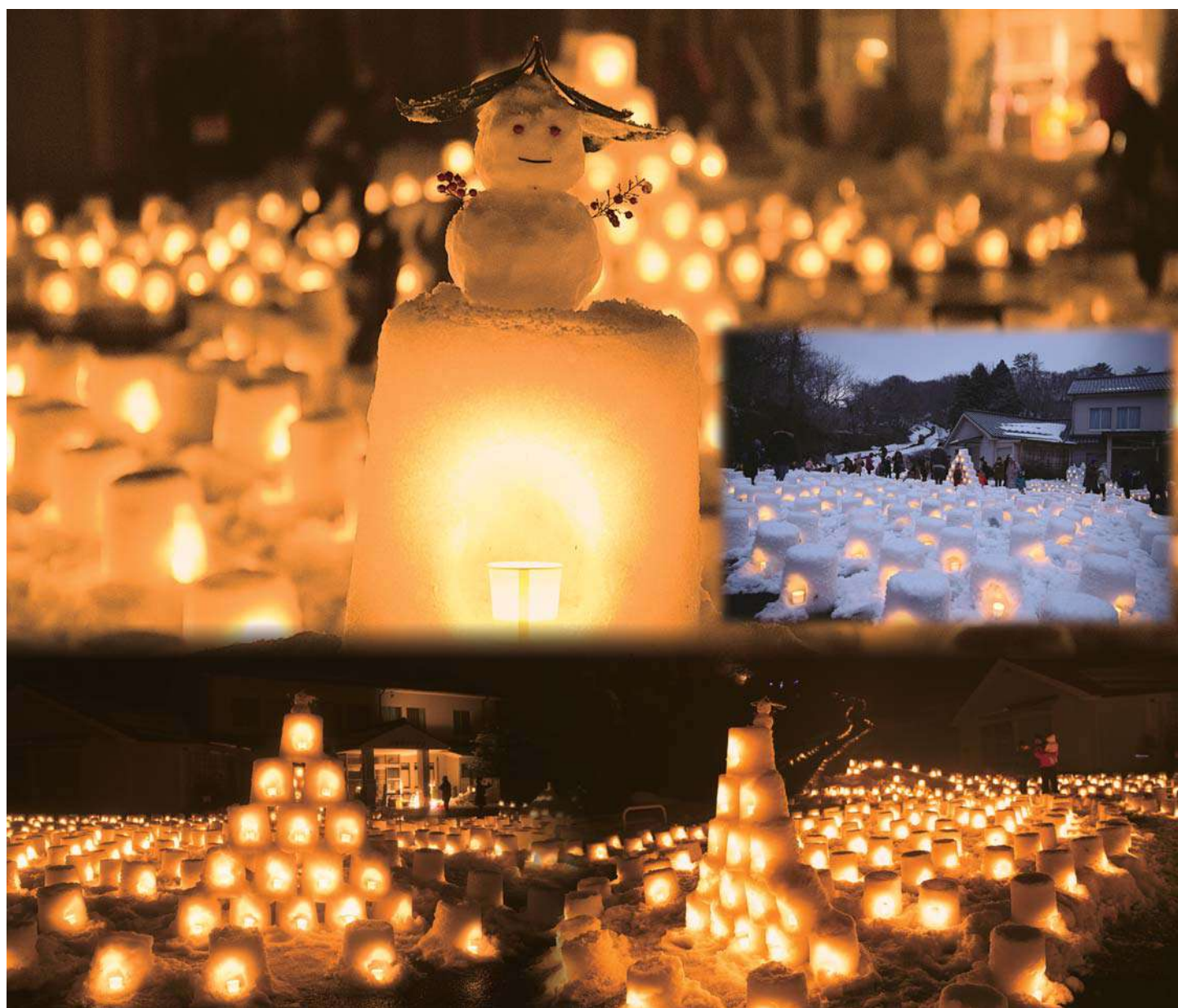


# 天領

Vol. **61**  
2017/3



# CONTENTS

●「新春経済講演会」を開催 .....	1
●平成28年度 石見大田税務署長納税表彰式 .....	2
●税を考える週間行事 2016 ミニ税金フォーラム .....	3
●e-Taxと法人会をPR -女性部会- .....	4
●第5回 大田市子ども神楽大会 .....	5
●石見銀山を彩った人々 ~三明山瑞泉寺・自謙和上~ .....	6
●青年部だより「オリジナル租税教育プログラム」全国大会発表に向けて .....	10
●国税の納付は、ダイレクト納付をご利用ください .....	11
●任意の中間申告制度がご利用いただけます！ .....	12
●とても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!! .....	13
●電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件が改正されました .....	14
●大田市の施設紹介 石見銀山展 -銀が世界を変えた- (石見銀山資料館) ...	16
●オペラ石見銀山 .....	18
●柳澤時子さん「日本キルト大賞」受賞！ .....	19
●大同生命保険株式会社 .....	20
●アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社) .....	21
●税のこぼれ話 ~ビール瓶の容量・友にするのに相応しい者とは~ .....	22
●編集後記 .....	22
●AIU損害保険株式会社 .....	23

## ■さんべ志学の雪あかり

約2千個の雪灯籠に明かりをともしイベント「さんべ志学の雪あかり」、心温まるやさしい光が、昔からの湯治場としての名残を残す、「湯のまち志学」の夜を照らします。

今年で8回目を迎える、このイベントは、地元有志らでつくる実行委員会が2010年から開催しており、市内街から多くの人が訪れ賑わいます。

# 日本銀行 松江支店長を迎えて 「新春経済講演会」を開催

去る、1月23日（月）、大田町の大田商工会議所において、日本銀行松江支店長三輪信司氏をお招きし、当法人会恒例の新春経済講演会を開催しました。

講演のテーマは、「山陰地方の課題と今後の取り組みについて」。昨今の我が国の金融市場の動向を踏まえ、山陰地域の経済環境の変化による課題をわかりやすく説明されました。

また、当地域の産業構造や人口動態の状況をもとに、観光振興の更なる推進や若い世代が活躍できる社会モデル構築の必要性などについても触れられ、いくつかの提案も示されました。

会場には60名余りが集い、熱心に聴講しました。

## 〈講演内容～抜粋〉

- わが国の金融市場の動向
- 山陰の企業マインドの動向
- 島根県におけるデフレ長期化の影響
- 島根県の人口減少問題に対する成果事例
- 島根県の現状（世帯数・輸出・企業誘致・観光振興・宿泊客）
- 大田市の特徴（産業構造・観光振興の取り組み）
- 島根県・大田市の強みをいかした社会モデルの構築



平成28年度

# 石見大田税務署長納税表彰式

～ (公社)石見大田法人会 河村賢治氏に石見大田税務署長表彰  
山崎寿典氏に石見大田税務署長感謝状～

石見大田税務署の平成28年度納税表彰式が、「税を考える週間」の11月11日に大田商工会議所において挙行されました。

表彰式では、鳥根県西部県民センター県央事務所長をはじめ、各税務団体代表の方々のご臨席のもと、永年にわたって申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった個人並びに国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及推進に努められた個人に、矢野石見大田税務署長から表彰状及び感謝状が贈呈されました。

石見大田税務署長納税表彰は、(公社)石見大田法人会の活動を通じて納税道義の高揚に功績があった常任理事の河村賢治氏に贈呈されました。

石見大田税務署長感謝状は、団体の活動を通じて納税道義の高揚に功績があった石見大田青色申告会連合会副会長の山根義信氏と、(公社)石見大田法人会青年部会理事の山崎寿典氏、またe-Taxの普及推進に功績があった税理士の三浦政藤氏に贈呈されました。

矢野税務署長は式辞の中で、「受賞者の方々の御尽力に対し、心から敬意と感謝を表する次第です。」と述べ、更なる税務行政への理解と支援を求められました。

ご来賓の祝辞の後、受賞者を代表して河村賢治氏が謝辞を述べ、表彰式を終えました。

栄えある受賞をお祝いするとともに、今後ますますのご活躍、ご健康をお祈り申し上げます。

## ■ 石見大田税務署長表彰



(公社)石見大田法人会  
常任理事 河村賢治氏

## ■ 石見大田税務署長感謝状



(公社)石見大田法人会 青年部会  
理事 山崎寿典氏

## 税を考える週間行事



# 2016 ミニ税金フォーラム

当会の「税を考える週間」事業として、本年も2地区においてミニ税金フォーラムが開催されました。参加者には、クイズ形式により、楽しみながら税知識を深めていただきました。

両地区とも主催者より挨拶、来賓紹介の後、石見大田税務署の矢野署長に挨拶をしていただきました。

税金クイズは、3択の勝ち抜き戦で行われ、第1問は全員正解でしたが、徐々に問題が難しくなり、最後は正解数の多い人での決勝戦を行いました。

問題は、国の財政問題や消費税、関税等幅広く出題され、平成28年1月より施行されたマイナンバー制度や大田市の税金に関わる内容を盛り込んだ問題も出されました。

両会場とも正解率が高く、優勝者が決まるまで大接戦となりました。終始和やかな雰囲気の中で、参加者同士の懇親も深まりました。

また税務署より税制改正のお知らせ、各種保険制度について大型保障制度の説明が大同生命より、ガン保険制度の説明がアメリカンファミリーよりありました。

各会場の優勝者は以下のとおりです。受賞された皆様おめでとうございます。お忙しい中参加していただいた方、ありがとうございました。

西部地区		日時 2017年11月14日 場所 仁摩町 小鐵屋旅館
優勝	(有)中和電機公司	郷原 光幸
準優勝	(有)石央オート	川口 登
3位	(有)椿窯	荒尾 寛

東部地区		日時 2017年11月16日 場所 波根町 水明館
優勝	(有)チェスト	森脇 靖
準優勝	島根中央信用金庫	石原 元樹
3位	(株)コラム建築設計事務所	田原 辰男

女性部会

# e-Taxと法人会をPR



配布したPRチラシとキッチンセット



「税を考える週間」がスタートした11月11日、女性部会は長久町ロックタウンの「イオン」、「みしまや大田長久店」、温泉津町「小川商店」の3カ所でe-Taxと法人会をPRするチラシとキッチンセットを配布しました。

当日は、女性部会員のほか、矢野石見大田税務署長、税務署職員、法人会事業委員の協力を得て、市民の皆様にごe-Taxの普及推進と法人会への理解を深めていただくことを目的として行いました。



去る12月11日（日）、大田市の「あすてらす大ホール」にて、「第5回大田市子ども神楽大会」を開催しました。

大会には大田市から5社中、市外から2社中の計7つの神楽団が参加し、熱演を披露しました。

漁業や商業の神様である恵比寿様が鯛を釣り上げる様子を舞った「恵比寿」、常陸（ひたち）の国、鹿島神宮（茨城県鹿島町）の祭神である武甕槌（たけみかづち）の命（みこと）が世界各地を荒し廻った大悪鬼を退治する姿を舞った「道返し」など多種多様な九つの演目を披露し、観客から大きな拍手を受けました。

この大会は、石見地域に永年に亘り受け継がれてきた伝統芸能である「石見神楽」を「こども神楽」として幼少期から子供達が取り組む姿をより多くの市民に披露する機会の提供と地域文化の保

全を目的として開催しており、今年度で5回目を迎えました。

## 子ども神楽体験教室

「第5回大田市子ども神楽大会」に合わせて、同会場にて午前9時より石見銀山神楽連盟の主催で「子ども神楽体験教室」が開催されました。

「体験教室」では、1歳から小学6年生までの沢山の子供達が、神楽で使用する小道具作りや、大蛇の頭や胴、煌びやかな刺繍をした衣装に触れたり、身につけるなどを体験、普段は経験できない体験に目を輝かせていました。

# 石見銀山を彩った人々

## 三明山瑞泉寺・自謙和上

～ 飢えに苦しむ人々に葛の製法を伝える～

石見銀山ガイドの会  
和上 豊子

### ▲クイズ▼

江戸時代、石見国より毎年将軍に献上した品をお三つと呼んでいたそうです。

一つ目は、日祖の海苔、二つ目は代官所で製造する無名異。さて、三つめは何でしょう。

- ①干し魚    ②蜂蜜    ③葛粉

…正解は文中にて

石見銀山世界遺産の街道には、温泉津沖泊道と軈ヶ浦道があります。どちらも歩くと楽しいです。

今回は沖泊道を歩きましょう。龍源寺間歩前を更に西へ進むと坂根口番所跡に到着します。ここが温泉津沖泊道の大森側出発（到着）地点です。

○坂根口番所跡→降露坂（標高430m）→西田  
およそ4.1km（徒歩約1時間30分位）

○西田→（高低差少ない）沖泊  
およそ6.5km（徒歩約2時間位）

◎つまり、坂根口ー沖泊間は約10.6km。  
約3時間半（途中休憩なしで要する時間）

西田は、沖泊方面から荷を背負い或いは牛馬に荷を積んで到着した人々たちにとって、これから上る坂道に備えて、荷物を牛に付け替えたり、休憩したりと丁度都合のよい場所だったのでしょ。

また、大森から坂道を登り・下りしてやっと西田へ到着。これから、沖泊方面へ進む人も、牛馬を付け替えたかもしれません。或いは自ら曳く車に荷物を積んだかもしれません。ここ西田は、街道を行き来する人々にとって、休憩や荷物の付け替えなど、重要な場所だったので。

昔の人は、一日に大森～沖泊間を往復したと言われていています。なんと、すごいですね。

銀山街道「温泉津沖泊道」は行き交う人々で賑わう一方、銀山を手中に入れんと、毛利元就をはじめ、多くの武将が攻防を繰り返した道でもあります。

旧温泉津町時代には、町内で一番最初にタクシー会社できたのも西田。昭和の初め頃のこと個人経営だったそうですが、車はなんとアメリカ製。1台での運営だったそうです。

今のヨズク会館前の駐車場には、落合座という芝居小屋があり、村の青年団が芝居をしたり、旅の巡業をする一座が逗留したりと、大変賑やかだったそうです。

その上、なんと、芸者・置き屋や旅籠、貸家もあったそうです。まさに「西田千軒」ですね。

それが、昭和18年の大水で町並みは崩壊しました。西田は現在戸数38戸、住人82人ですが、谷のあちこちに、かつて賑やかだった頃を彷彿とさせる風景が見えます。

そして、何度見ても、何かしら楽しくなるのが、遠くに近くに、たくさん立っている、秋の風物、西田名物「ヨズクハデ」です。

ヨズクハデ制作技術は、2009（平成21）年、無形民俗文化財に指定されました。

ヨズクとはふくろうのこと。フクロウに似ているので、こういう名前がついたのだとか。

まずは会館「ヨズクの里」へむかい、事前予約していた「くずがゆ定食」をいただきました。葛粥、葛餅、葛の菓子、その味は天下一品です。

それから、ヨズクの里の少し上手にある「三明山瑞泉寺」を訪れました。その前に、

## 江戸時代の三大飢饉

江戸時代の三大飢饉～享保・天明・天保～では、天候不順、洪水、地震、冷害、病気の蔓延、そして、大凶作が続き米価は暴騰。日本中の人々が飢えに苦しみました。石見銀山でも同じです。

### 1. 享保の大飢饉（将軍 徳川吉宗）

〈享保17（1732）年〉将軍 徳川吉宗

この大飢饉の前年9月13日に大森へ赴任したのが、芋代官こと、第19代代官井戸平左衛門正明で



す。領民の窮状を見て、幕府の許可を待たず、年貢を減免、年貢米を放出しました。

翌享保18年4月16日、養父の命日とて、井戸代官は大森の榮泉寺に参詣。そこで、たまたま出会った僧侶泰永から、薩摩芋の話聞き、手代金三郎を泰永と共に薩摩に行かせ、種芋を持って帰らせ、海岸部の村々に配ったそうです。

平左衛門は、この年5月26日、岡山県笠岡の陣屋にて病に倒れ、亡くなりました。

## 2. 天明の大飢饉（将軍 徳川家治～家斉）

〈天明3（1783）年～天明8（1788）年〉

特に奥羽地方は酷く「食べられる物を食べ尽した後は、死体を切り…」と。（杉田玄白「後見草」）

石見地方も大変でした。「追々餓死人村々出来、いのこわらび掘り…」（天明3（1783）年温泉津町誌中巻）

そのような時です。温泉津上村にある「金蓮山願楽寺」の第11代諦観師は、かねてより、このような事態に備え、天井裏に備蓄していた粃（もみ）を取り出し、村人を救ったのです。

後に村人は感謝の気持ちを込めて、裏山の斜面を削り、庭園を造りました。心の字の池、三段の滝、サツキやツツジに紅葉。それが今も優美で力強く、観る人の心を捉えます。



紫白庭

毛利元就寄進の山もあります。瑞泉寺から願楽寺前を通り、福光・不言城へと続く道は、その昔は幹線道路であり、戦の道でもありました。

## 3. 天保の大飢饉（将軍 徳川家斉～家慶）

〈天保4（1833）年～天保10（1839）年〉

「日本中が飢えに苦しむ その時！」

天保4（1833）年、東北地方から発生した飢饉は、たちまち全国に広がり、7年間も続き、全国民が飢餓に陥りました。

特に東北地方は酷く、大雨による洪水と冷害で大凶作となりました。農村には、貧富の差が広がっていて、貧困の百姓が多数餓死。死人まで食べたと伝えられています。

江戸では幕府がお救い小屋を設置したけれども、救済者は70万人を超え、とても間に合わず。百姓一揆も起こりました。

大阪では、町奉行所の元与力、大塩平八郎が蔵書5万冊を売却し、その金で門人らと共に救済に当たりました。しかし、奉行所から売名行為とみなされて追われ、平八郎らは自決しました。

ここ、石見地方も大変。草木は勿論、犬・猫まで食べたと伝えられています。東北地方ほどではないにしても、多くの人々が飢えに苦しんだことは確かです。そのような時です。

## 自謙和上(わじょう)、葛の製法を伝える

天保の大飢饉。日本国中の人々が、食べられる物は何でも食べたという。

瑞泉寺の自謙和上は、西田の村人に、吉野葛の晒し製法を伝えたのです。

村人達は、早速山に分け入り、葛の根を掘り取り、持ち帰りました。今迄にも葛を食べていましたが、この製法は特別でした。

### 西田葛の作り方

- ①秋の収穫が終わる頃、山へ分け入る。この頃は澱粉が根に多く溜まっている。  
(澱粉は春になると、枝へと移っていく。)
- ②葛の根を長さ50cm位に切って持ち帰る。
- ③割木にし、乾燥を防ぐ為むしろ箆などかけておく。
- ④木槌で水を架けながら叩く。
- ⑤桶に入れて絞る（澱粉が出てくる）
- ⑥布袋に入れて絞る。
- ⑦水が落ちるまで、3日位ねかせる。
- ⑧水・澱粉・土に分かれる。
- ⑨水の取り替えを繰り返し、ねかせる。
- ⑩寒晒する。2～3月頃、葛が出来上がる。  
(葛は根の重さの3%ぐらいしかとれない)

真っ白で美味しい葛。人々はどれほど喜んだことでしょう。そして、なんとこれが、「石見国から徳川将軍への献上品」となったのです。石見国



出来上がった白い葛

から、毎年将軍に献上していた品を「御みつ」と称していました。これからは、御みつの一つ、西田の蜂蜜が葛に変わりました。

1. 西田の蜂蜜→西田の葛（くず）
2. 日祖の海苔（温泉津町湯里日祖）
3. 無名異（銀山で採れる赤色の石・薬石）

## 葛の製法を伝えた自謙和上は、

宝暦元（1751）年生まれ。邑南町市木・浄泉寺で修行後、京都の西本願寺に移り、更に研鑽を重ねる。

安永8（1779）年28歳。瑞泉寺12代住職就任。

文化5（1808）年、浄土真宗本願寺派内でおこった教義に関する論争（三業惑乱）の裁決という大役を果たす。

〈三業惑乱〉とは、教義を巡っての論争で、1797（寛政9）年から始まり、落ち着いたのは文化5（1808）年。その解決の為に、幕府も乗りだしたと言われている。

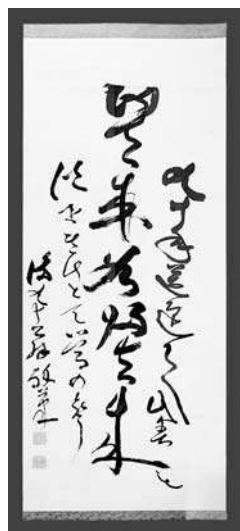
文政7（1824）年には、西本願寺最高学階の「勸学職」初代を務める。

弘化3（1846）年3月4日、入滅。96歳。

## 石見銀山争奪戦を見ていた瑞泉寺

嘉暦2（1327）年、真言宗として開基。鎌倉時代。

天文2（1533）年、朝鮮から石見に灰吹法（銀の精錬法）が伝わり、石見銀山がシルバー



自謙和上の書  
「法を聞けよと」

ラッシュの時代を迎え、「温泉津沖泊道」「鞆ヶ浦道」は行き交う人々で賑わう。銀山を手中に入れんと、武将たちの争い続く。

天文9（1540）年、浄土真宗に改宗。

寺号瑞泉坊を賜る。

慶長5（1600）年、徳川家康が関ヶ原の戦いに勝利し、石見銀山を直轄化する。

慶長9（1604）年、寺号瑞泉寺を賜る。

## 瑞泉寺を訪ねる

では、瑞泉寺を訪ねてみましょう。

まずは、大きな山門。見上げると彫刻も素晴らしい。実はこの山門は、松江藩の船「源徳丸」が積んでいた材木で建てられました。



山門

### 馬路の盆踊り 口説き、「源徳丸」より

あわれなるかなや源徳丸は  
殿のみ船か日のもといちか  
光りかがやくおん船なれど  
国は雲州馬潟ヶ浦（松江市）で  
新艘造りて船積みいたす  
二十四人の船子を揃え

（略）

船に乗るから覚悟でござる  
みんなぐぜいのみ船に乗りて  
やがて浄土の港に入る  
さらばさらばと相果てました  
思う夜の中に辛島沖で  
一に大事な往来箱を  
伝馬にぬきに結いつけ置いた  
磯辺まわりの小釣の人が  
早く見つけて村役人へ

（略）

と言う訳で、琴ヶ浜沖で遭難した船が見つかったのは、仁摩町宅野の韓島沖だったようです。

そこで、宅野の藤間家の番頭で瑞泉寺の門徒の布川さんが、救助やあれこれ世話をされたそうです。6名が亡くなり、葬儀は、瑞泉寺住職導師のもとで、宅野にて行われたそうです。

この山門は、1751（宝暦元）年に落慶法要が行われました。彫刻も凝っています。源徳丸の材は他の家でも使われているそうです。

山門をくぐると真っ先に目に入るのが、イチョウの大木。樹高25m。樹齢350年だそうです。

その間、瑞泉寺を訪れる人々の、喜びや悲しみに満ちた顔や姿を、じっと見つめていたのかと…木肌をさすりながら話しかけました。

それから、本堂へ上がらせて貰いました。

広い空間を支える太くて長い柱の数々に、圧倒されます。子どもたちがやってくると、この柱を天井近く迄登れるか、競争するのだそうですが、上迄はなかなか難しいそうです。ところが、昨年、女の子が登ったそうで。これはすごい！

また、本堂上部に連なる彫り物の細やかさ、随分と年月は経っているのに、今も鮮やかです。

いくら見ても飽きることはありません。

不思議に訪れる度に、新たな発見があるのです。

## 自謙和上と博多の仙厓さん

自謙和上は、瑞泉寺を訪れる人に対し、宗派を問わず、迎えられたそうです。中でも、九州では「博多の仙厓さん」と人々に親しまれている禅宗「仙厓義梵」和尚が瑞泉寺を訪れ、足掛け3年も逗留。二人は宗派を越えて、余程相通ずるものがあったのでしょう。二人とも酒好きだったとか。

仙厓和尚には逸話がたくさんあります。

福岡の藩主、黒田斉清侯は、とても菊が好きで、広い庭園に菊を植え、菊見の宴を催していました。

ある日、犬が飛び込んで、大切な菊の枝を折ってしまいました。殿様（斉清公）は大変なお怒りで、罪は庭師にあるとして、言いました。

「明日、そやつを手打ちにしてくれる」

ことのいきさつを聞いた仙厓さんは、なんと、その夜、風雨の強い中、蓑笠をつけ、こっそり園庭に入り、菊の花を全部切り落としたそうです。

翌朝、それを見た殿様はもう大変なお怒り。

そこへ仙厓さんがゆるゆると、やってきて、「私が菊を全部切りました。さあ、お手打ちを」殿様の怒りはものすごいものです。

そこで仙厓さんは、殿様にこう言ったそうです。「人間と菊と、どっちの命が大切でござるかな」はっとした殿様。

「余が間違っていた」

庭師の命は助かりました。そして殿様は仙厓に、是非何か献上したい、何がよいか、と尋ねられました。それならばと、のんびりと言ったのは、「雲井の梅でも貰って行きましょうか」

それは、殿様がとても大切にしている梅の木で、「それは～自分の首を持っていかれるような」

「まあ、見たくなったら、虚白院においでなされ」と言って、仙厓は雲井の梅を持って帰ったそうです。（禅文化研究所編「仙厓和尚逸話選」より）

お酒の好きな仙厓和尚。西田・瑞泉寺に逗留中も酒はやめられません。しかし、さすがにいつもいつも瑞泉寺和尚にせがむ訳にもいかなかったらしく、時には墨と筆で半紙などにさらさらと絵や字を書き、付近の家を持参。お金を少々貰ってお酒に換えたとか。瑞泉寺には、仙厓和尚が描かれた絵や書があります。

出光美術館は、仙厓の作品をたくさん蒐集しています。この美術館創業者、出光佐三（出光石油会社の創立者）は仙厓の絵から収集を始めたそうです。

瑞泉寺15世範嶺和上も、本願寺最高学階の勸学職となりました。

龍谷大学にも奉職。妙好人・浅原才市を育て上げたことでも知られています。

瑞泉寺や願楽寺、榮泉寺の歴史は、石見銀山の歴史でもあります。

### 〈参考文献〉

- 「仙厓和尚逸話選」禅文化研究所編
- 「温泉津町誌 中巻」温泉津町誌編さん委員会編
- 「仁摩町誌」仁摩町誌編さん委員会編



仙厓和尚の自画像

# 「オリジナル租税教育プログラム」 全国大会発表に向けて

平成29年11月に開催される、第31回法人会全国青年の集い「高知大会」に於いて、平成28年度より取り組む「オリジナル租税教育プログラム」を全国大会の租税教育活動事例発表の場でプレゼンテーションすることとなりました。

法人会青年部を代表し、全国から約11単会が事例発表します。中国地区代表として（公社）石見大田法人会青年部会がエントリーしました。

平成27年度より会員増強を図り、平成28年度では、新たな取り組みとしてオリジナル租税教育プログラムの制作に着手し、多くの方のご協力を得て、子どもたちに税について考える機会となるプログラムが完成しました。

平成28年度、租税教育プログラムの実施は、大田市内の小学校7校で行いました。今までの租税教育プログラムから、新たに石見大田法人会オリジナルのプログラムを活用した取り組みがスタートし、先生、生徒の皆さんから高い評価を頂戴し、今後の税の啓発活動である租税教室に大きな手応えを感じる年となりました。

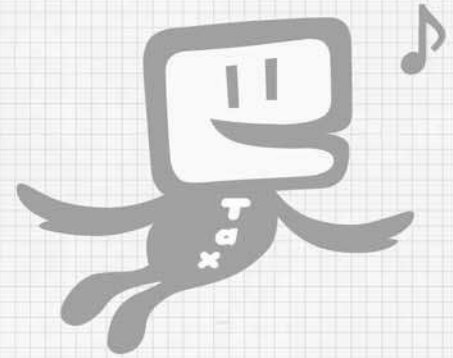
さらにより良いものにするために、租税教育プログラム内で流すアニメーションが、現在の税制に属さない課題があるため、石見大田法人会のオリジナルアニメーションを制作する事となりました。石見銀山が世界遺産登録されて10周年を迎える平成29年度にあわせ、「税から見る石見銀山」と題し、石見銀山が栄えた時代に租税がどう行われていたかを歴史を交えながら子どもたちに伝える地域性のあるアニメーションを制作しています。より税に親しみやすくなり、また地域愛を醸成できるような作品を目指しています。

今回の取り組みを、11月に行われる全国大会の租税教育活動事例発表に於いて、オリジナル租税教育プログラムと、世界遺産石見銀山を題材とした地域性溢れるアニメーションで、（公社）石見大田法人会の取り組みを全国に発表してまいります。また、全国の経営者の集まる全国大会で、税を切り口とした観点から、世界遺産石見銀山をPRすることで、石見銀山を見てみたい！と思ってもらえるような発表を目指します。



簡単・便利

# 国税の納付は、 ダイレクト納付 をご利用ください



徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダーは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等不要なので、源泉所得税を納めている方に、特におすすめです。



スマホ・タブレットでもOK!

## ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



### 簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手順で利用可能!
- インターネットバンキングの契約が不要!
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!



### 便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能!

## ダイレクト納付を利用するには

1

### ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) でご確認ください。

2

### 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。

3

### ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

# 任意の中間申告制度がご利用いただけます！

任意の中間申告制度とは、年に1回の確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付できる制度です。

## ● 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。この制度をご利用される場合には、自主的に中間申告書を提出しようとする6月中間申告対象期間の末日までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」をご提出ください。

《届出なし》		《届出あり》	
直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数	直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数
48万円以下	中間申告 義務なし	48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

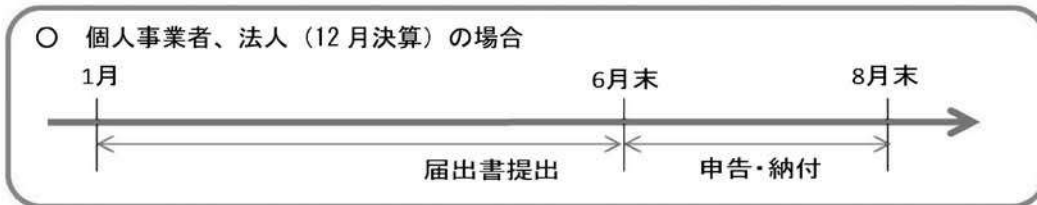
「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）からダウンロードできます。

## 届出書を提出した場合は

### 1 中間申告と納付について

6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付してください。

※ 申告後、期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。



### 2 中間申告を行わなかった場合には

中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

詳しくは所轄の税務署（管理運営担当）へお問い合わせください。



e-Taxを使った

とても便利な

納税証明書のオンライン請求を



ぜひご利用ください!!

**メリット 1** 手数料が安価です。  
1 税目 1年度  
1 枚 370円(通常400円)

**メリット 2** 窓口での待ち時間が短縮できます。

イータックス  
**e-Tax**

詳しい手続は裏面をご覧ください。➡

国税庁

## 電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件が改正されました

平成 28 年度の税制改正により、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年 3 月 31 日号外大蔵省令第 43 号）」の一部が改正され、いわゆるスキャナ保存の要件のうち一部が改正されました。

### ～ 改正の概要 ～

#### 1 スキャナについて、『原稿台と一体型』に限る要件を廃止

これまで、国税関係書類の読み取りを行うスキャナについては、「原稿台と一体型に限る」という要件がありましたが、この要件が廃止されました。

#### 2 領収書等の受領者等が読み取る場合の要件を整備

領収書や請求書等について、その受領者や作成者が読み取る場合、受領等後、その者が署名の上、3日以内にタイムスタンプを付すことが要件とされました。

また、この場合で、読み取る国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存が不要とされました。



上記1・2の改正により、例えば、受領した領収書を社外でスマホで読み取ることができるようになりました。

#### 3 小規模企業者の特例を創設

保存義務者は、いわゆる適正事務処理要件（①相互けんせい、②定期的なチェック、③再発防止策）に関して、事務手続や規程を整備するとともに、これらに基づいた事務処理を行う必要がありますが、保存義務者が小規模企業者の場合で、②の「定期的なチェック」を税務代理人が行うときは、①の「相互けんせい」の要件については不要となります。

上記改正事項を含めたスキャナ保存要件の全体像については、次ページをご参照ください。

### ～ 申請に関する Q & A ～

#### QA 改正後の要件でスキャナ保存するためにはどうするの？

国税関係書類を改正後の要件でスキャナ保存しようとする場合には、電子データの保存により書類の保存に代える日の3か月前の日までに「申請書」を提出する必要があります。

この改正による申請書の受付は、平成 28 年 9 月 30 日からですが、平成 29 年 1 月 1 日から改正後の要件でスキャナ保存しようとする場合、申請書の提出期限となる「3か月前の日」も、平成 28 年 9 月 30 日となり、申請書を提出する日が限られております。

なお、改正前の要件に係る承認を受けた方が、改正後の要件による保存を行うため「申請書」を提出し承認を受ける場合、改正前の要件に係る承認の「取りやめの届出書」を提出する必要はありません。

#### QA 既にスキャナ保存の承認を受けている書類はどうなるのですか？

既にスキャナ保存の承認を受けている書類であっても、平成 28 年 9 月 30 日以後に「申請書」を提出して承認を受けない場合、従来の要件で保存することになります。

申請書の様式やスキャナ保存を含めた電子帳簿保存法の Q & A については、国税庁ホームページに掲載されています。詳しくは、[国税庁 電子帳簿保存法 検索](http://www.nta.go.jp) <http://www.nta.go.jp>



# スキャナ保存要件一覧表 (平成28年9月30日以後申請分)

スキャナ保存に係る要件の概要	規則第3条の該当箇所(注1)	帳簿・書類のうち決算関係書類	書類のうち決算関係書類以外のもの		
			重要書類(注2)		一般書類(注3)
			領収書・契約書及びこれらの写し	資金や物の流れに直結・連動する書類(請求書・納品書等)	左記以外の書類(見積書・注文書等)
スキャナ保存の可否	③	×	○	○	○
真実性の確保	入力期間の制限	⑤一イ ⑤一ロ ⑥	-	<p>【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(1週間以内)に行うこと</p> <p>【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(1か月以内)を経過した後、速やか(1週間以内)に行うこと</p> <p>※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る</p> <p>【適時入力方式】 適時に入力(注4)</p>	
	一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	⑤二イ ⑥	-	<p>(1) 解像度が200dpi相当以上であること</p> <p>(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)であること</p> <p>(2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注4)</p>	
	タイムスタンプの付与	⑤二ロ ⑥	-	<p>一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(記録事項が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと</p> <p>※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合は、受領等後、受領者等が署名の上、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこと</p> <p>受領者等が読み取る場合は、読み取る際に、又は受領等後、受領者等が署名の上、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこと(注4)</p>	
	読取情報の保存	⑤二ハ ⑥	-	<p>読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること</p> <p>※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要</p> <p>大きさに関する情報の保存は不要(注4)</p>	
	バージョン管理	⑤二ニ	-	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムを要すること	
	入力者等情報の確認	⑤三	-	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
	適正事務処理要件	⑤四 ⑥	-	<p>国税関係書類の受領等から入力までの各事務について、次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること</p> <p>(1) 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制(相互けんせい)</p> <p>(2) 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続(定期的な検査)</p> <p>(3) 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制(再発防止)</p> <p>※ 小規模企業者の場合で、(2)を税務代理人が行うときは、(1)の要件は不要</p> <p>不要(注4)</p>	
	帳簿との相互関連性の確保	⑤五	-	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	
	見読可能装置の備付け等	⑤六 ⑥	-	<p>(1) 規則第3条第5項第6号に定める要件を満たしたカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること</p> <p>(2) 電磁的記録について、整然とした形式や4ポイントの大きさの文字を認識できることなど、規則第3条第5項第6号に規定する状態で、速やかに出力することができるようにすること</p> <p>白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注4)</p>	
	可視性の確保	電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	①三 ⑤七	-	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること
検索機能の確保		①五 ⑤七	-	<p>電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること</p> <p>(1) 取引年月日その他の日付、取引金額その他主要な記録項目での検索</p> <p>(2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索</p> <p>(3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせた検索</p>	

注1 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」第3条の該当箇所を指し、丸囲いの数字は「項」を、漢数字は「号」を表します。  
 注2 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」第4条第3項に規定する国税関係書類のうち、一般書類以外の書類が該当します。  
 注3 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件(平成17年国税庁告示第4号)に定める書類が該当します。  
 注4 本要件は、一般書類のスキャナ保存にのみ適用されます。また、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。



## 石見銀山展 —銀が世界を変えた— 藤原雄高（石見銀山資料館）

石見銀山資料館は、史跡「代官所跡」に位置する民間の資料館です。ここには江戸時代には石見銀山御料（天領）を統括する大森陣屋が設置され、明治35年（1902）に現在の建物にあたる邇摩郡役所に建て替えられました。大正15年（1926）の郡制廃止以降、郡役所の建物は、土木管区事務所、青年学校、保育園等に利用されましたが、昭和50年（1975）に老朽化により解体して史跡公園に生まれ変わることになりました。

折しも、昭和44年（1969）に石見銀山遺跡が国史跡に指定されてから、遺跡の整備や町並み保存が進められる一方で、現地には僅かな展示施設しかなく、博物館の必要性が訴えられていました。そこで地元の大森観光開発協会が大田市へ資料館の整備計画案を提出し、建物の無償譲渡及び敷地の無償貸与を受けることになり、昭和51年（1976）8月1日より石見銀山資料館として開館しました。以降、石見銀山遺跡の観光拠点にのみならず、石見銀山に係る歴史や文化を後世に伝える拠点として、文化財の保護保存や調査研究の役割を担ってきました。

さて、本年は、石見銀山遺跡が世界遺産に登録されてから10周年の節目を迎えます。これを記念して、世界遺産登録10周年記念展「石見銀山展—銀が世界を変えた—」を石見銀山資料館と島根県立古代出雲歴史博物館を会場に、7月14日から9月3日まで2館同時開催します。石見銀山から産出された銀が、世界や日本の経済・文化に大きな影響を与え、世界史で重要な変革の原動力となったことなどを知っていただく機会にしたいと考えています。

とくに石見銀山資料館では、石見銀山の発見を契機に世界有数の鉱業大国として成長したこと、また、銀貿易により構築された海外とのネット



南蛮甲冑



三星桐葉入糸巻太刀拵



ワークを通じてもたらされた文物が、江戸時代の日本の産業や文化、学問に与えた影響について、約100点の展示品をもとに紹介します。

その中でも、近世初期に海外交易で繁栄を極めた平戸の藩主松浦家に伝わる、異国情緒あふれる舶来品は目玉のひとつです。例えば、「南蛮甲冑」は、1630年代にオランダで製作され、輸入後に日本風に作り直された、日本でも類例の少ない逸品です。同じく輸入品をリメイクした稀品である「三星梶葉入糸巻太刀拵」は、松浦家の家紋である三星と梶葉を刀の柄に施し、鞘には豹の毛皮を使用して下緒を豹柄とするなど、エキゾチックな雰囲気を感じることができます。こちらの2点は、映画『信長協奏曲』で小栗旬扮する織田信長が手

にする日本史の教科書にも登場します。

また同じ教科書でも、長崎出島での貿易の様子を示す資料として、現代の教科書に必ずと言ってよいほど掲載されている「在長崎日清貿易絵巻」も特別公開します。さらに「漂着外国人図並器械」という、スタイリッシュなファッションに身を包んだ、日本に漂流した異国人の姿が描かれている優品など、もう二度と身近に見ることのできない名品の数々を展示します。

江戸時代は、現代社会まで脈々と続くグローバル化の波が日本の隅々にまで浸透した時代です。本展を通じて、石見銀山が日本のグローバル化に果たした歴史的な意義や役割を感じていただければ幸いです。



漂着外国人図並器械

世界遺産登録10周年記念

## 石見銀山展 — 銀が世界を変えた —

会期：平成29年 7月14日(金)～9月3日(日)

会場：石見銀山資料館 (大田市大森町) ※会期中無休

古代出雲歴史博物館 (出雲市大社町) ※休館日：7月18日、8月8日

オペラ  
Opera IWAMIGINZAN

「石見銀山」世界遺産登録10周年記念事業

500年悠久の時をこえて

# 石見銀山

脚本演出 吉田 知明  
作中指揮 中村 匡宏  
主演 オペラユニット レジエント  
於紅蓮右衛門 吉田 知明  
神楽舞旗 柿迫 秀  
吉田与三右衛門 志村 耀一  
白田藤左衛門 内田 智一  
神主/大山善見命 菅原 浩史  
お高 坂井田 真実子  
龍蛇 松浦 麗  
石見神楽 大屋神楽社中  
オーケストラ 山陰フィル  
管弦楽団 ハルモニ  
合唱 オペラ  
「石見銀山」  
合唱団  
ナレーション 安藤出穂  
宮根 誠司

2017.7/2日  
登録記念日

昼公演 開場 13:00 開演 14:00  
夜公演 開場 17:30 開演 18:30

石見銀山<sup>みりょく</sup>味カ フェスティバル 同時開催

初演会場 大田市民会館 大ホール チケット発売日:2017年3月4日(土)

入場料 SS/8,000円 S/7,000円 A/5,000円 B/4,000円 (全席指定・税込)

プレイガイド 大田市民会館(0854-82-0938) 出雲市民会館(0853-24-1212) 鳥根県民会館(0852-22-5556) チェリヴァホール(0854-42-1155) 福花園(0854-82-6613) 株シグナル本社(0854-82-0170)

2017年9月25日(月) 新国立劇場にて東京公演決定!

主催 オペラ石見銀山実行委員会 共催 大田市、大田市教育委員会、大田市民会館  
 後援 島根県、島根県教育委員会、大田商工会議所、(一社)大田市観光協会、銀の道商工会、大田市文化協会、大田市音楽協会  
 関東協賛会、東京大田市人会、東京島根県人会、関東石見銀山会、松風会関東支部、山陰中央新報社、NHK 松江放送局  
 株式会社エフエム山陰、(一社)島根大田青年会議所、大田商工会議所青年部 他(順不同)  
 事務局:株式会社シグナル内 TEL(0854)82-0170 FAX(0854)82-0373

ホームページ Facebook オペラ石見銀山 検索 FAVORO 島根

大田市在住

柳澤時子さん（きものと小物柳澤）

## 「日本キルト大賞」受賞！

去る1月19日から7日間、東京ドームで開催された「第16回東京国際フェスティバル」において、市内大田町の柳澤時子さん（きものと小物柳澤）が日本キルト大賞を受賞されました。

このフェスティバルは、サブタイトルに～布と針と糸の祭典～という言葉が付いているように、外務省・経済産業省やアメリカ大使館などが後援する日本最大のキルト展です。

今回は、国内外から1385点の作品が寄せられ、柳澤さんの作品「牡丹」（写真）が最優秀賞に選ばれました。

キルトとは、表地と裏地の間に薄い綿を入れ、重ねた状態で刺し縫い（キルティング）したものです。

柳澤さんが本格的にパッチワークを始められたのは、大田市大森町の「群言堂（前ブラハウス）」

の主催で10年間続いた「銀の針賞」コンテストがきっかけでした。約40年、様々な布の魅力にひかれ、多くの人と出会う中で、パッチワークの楽しさを感じ、創作に取り組んでこられました。

今回の「牡丹（ぼたん）」の製作には約1年を有し、縦187cm、横238cmの大作です。

宍道湖を背景に牡丹の花をダイナミックに配置し、宍道湖には、さざなみの様な布柄を用い、湖面に浮かぶ「嫁ヶ島」が描かれています。

今回の受賞を受けて、柳澤さんは、「現在、キルトをしている方は高齢者が多く、若い方にもっと目を向けてキルトの楽しみを味わってほしい。これから目、手が動く限り、仲間と一緒に楽しく物作りを続けて行けたら幸いです」と語られました。



「牡丹」



# Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

## Tタイプ

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型) ※災害死亡保障特則適用

### 病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



### 事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに



事故より怖い  
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 不慮の事故によって、その事故の日から180日以内にお亡くなりになられた場合は災害死亡保険金を支払います。
- 災害死亡保険金の支払事由以外で死亡された場合、死亡した日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金、災害死亡保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 災害死亡保障特則を解約することはできません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

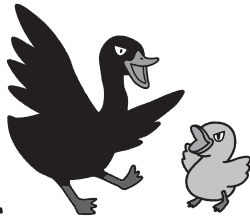
**DJIDO** 大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/島根県出雲市塩冶善行町12番地2(中村ビル3F)  
TEL 0853-21-4552

F-27-1037(平成28年3月17日)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場



がんをきむ

病気やケガの備えに

ちゃんと応える  
医療保険

EVER

入院にも通院にも、ますます強くなりました

■通院ありプラン 入院給付金日額/通院給付金日額5,000円の場合  
保険期間:終身 (入院一時金特約)を付加した場合

入院	5日未満の場合 (一律5日分)	2.5万円
	5日以上の場合 1日につき	5,000円
特約が新登場しました		
入院一時金特約	1回の入院につき	5万円 <small>特約給付金額5万円の場合</small>
手術	重大手術 がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
	手術 入院中の手術 外来による手術 1回につき 1回につき	5万円 2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき	5万円
入院前後の通院	入院給付金日額と同額にパワーアップ 1日につき	5,000円

終身

ダックの医療相談サポート 病気・ケガをしたときの、治療費以外の不安や悩みもサポートします

※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 集団取扱	通院ありプラン 入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 入院給付金支払限度:60日型 (入院一時金特約)特約給付金額5万円 保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし 定額タイプ				
	契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
	男性	1,865円	2,320円	3,105円	4,660円
女性	2,035円	2,335円	2,815円	4,105円	

2017年3月2日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったら  
2年に1回を限度に一時金をお支払いします

三大疾病一時金特約

以後の保険料が不要になります

三大疾病保険料払込免除特約



●契約年齢●  
0歳~  
満85歳  
まで

心配な「がん」の備えに

新 生きるための  
がん保険 Days

三大治療もしっかり保障

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合  
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時金として	1回限り	がん 50万円 上皮内新生物 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき	5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき	5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円
放射線	60日に1回 回数無制限	1回につき	10万円
抗がん剤	治療を受けた月ごと 入院しなくても	5万円 (給付倍率2倍)	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法するとき 2.5万円 (給付倍率1倍)
更新後の保険期間を含め通算300万円まで			

終身

10年更新

▽上皮内新生物は保障の対象外

プレミアサポート

訪問面談  
サービス

専門医 ベストドクターズ®・サービス  
紹介 (プレミアタイプ)\*

\*Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。  
※がん専門相談サービス「プレミアサポート」は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 集団取扱 Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ  
定額タイプ 保険料払込期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

\* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2017年2月20日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

がんの先進医療に備えられます

がん先進医療特約

がん再発のリスクに備えられます

診断給付金  
複数回支払特約

●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(入院一時金特約) (三大疾病一時金特約) (三大疾病保険料払込免除特約) (診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。 ◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

「生きる」を創る。

Affac アフラック

島根支社 〒690-0003 松江市朝日町498-6 松江駅前第一生命ビルディング5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

有限会社 キアリス

トータルコンサルティングオフィス 〒694-0064 大田市大田町大田口993番地2

TEL 0120-021-316 FAX 0854-82-9297 AF法推-2017-0006 1月30日

引受保険会社

資料請求はインターネットで  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

No.1 アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1

平成28年度「インシディアランス生命保険統計」

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

## ビール瓶の容量

近年の健康ブームで、マラソンに挑戦する人が増えているといわれています。

マラソンといえば、距離42.195kmという端数がついています。これは、1908年のロンドンオリンピックのマラソン競技の距離が42.195kmだったということから、パリ大会以降正式の距離として用いられています。

ところで、不思議な端数の話はまだあります。

日頃なにげなく飲んでいるビールの大瓶の容量633ml。

こちらは昭和15年、ビールに対する酒税が、仕入釜の容量で課税する造石税方式から倉庫を出た時点で課税する庫出税方式に変わったことに始まります。

それまで、容量はビール会社が独自に決めていましたが、これを統一する必要が生じたわけです。

その結果、一番容量の少なかった瓶に統一されたのです。

ひと汗かいた後のビール、何ともいえませんね。

## 友にするのに相応しい者とは

吉田兼好は「徒然草」のなかで、友にすべき者を三つ、友にするのに不適當な者を七つ挙げています。友にするのに相応しい三者とは、一つ目は物を気前よくくれる者、二つ目に医師、三つ目には知恵のある者を挙げています。

確かに現在の私たちにとっても、気前よく物をくれる友人というのは、ありがたい存在

です。ただし、あまり高価な物をもらったときは、注意が必要です。というのは、年間で110万円を超える金品の贈与を受けると贈与税が課税されるからです。

物をくれる友人はありがたい存在ですが、頂き物も金額が大きくなると、思わぬ出費が待っています。ご注意ください。

## 編集後記

平成28年度2回目の広報を発行します。

今回、広報発行に向けて準備を進める中、大森町で義肢装具や人口乳房などを製造する中村ブレイス(株)の代表取締役社長中村俊郎氏が第37回「毎日経済人賞」(主催：毎日新聞社)を受賞されたという嬉しいニュースが飛び込んできました。

当法人会の顧問であり、会員の皆様と共にこの栄誉を喜びたいと思います。

さて、和上豊子先生に連載をお願いしている石見銀山の物語ですが、今回は少しおもむきを変え、「石見銀山と瑞泉寺」と題して書いていただきました。

今号は、秋以降の行事を中心に記事を集めま

した。次号には、企業(店舗)や新製品の紹介を記事にしたいと思います。皆様からのご紹介をお願いします。その他、関連記事や表紙の写真なども募集しています。併せて宜しくお願いします。

### 広報委員会

担当副会長	齊藤	寛		
委員長	荒尾	寛		
委員	原	勝正	安田	正弘
	河村	賢治	原	信行
	谷本	隆臣	林	恭清
	細田	年成	植田	和人
	杉谷	誠司	郷原	清嗣
	藤原	誠治	尾川	隆康
	林	陽一		





法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*



**世界有数の地震国、日本！  
いつ、どこで大地震が発生しても  
不思議ではありません。**

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を！



プロパティガード  
**Property Guard**

## 法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

**地震災害のリスクから会員企業をガードします！**

お問合せ先

AIU損害保険株式会社  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

松江支店

〒690-0006  
松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル3階  
TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776  
(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。  
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

---

公益社団法人石見大田法人会  
会報「天領」第61号

平成29年3月発行

---

発行所 公益社団法人石見大田法人会  
編集 広報委員会委員長 荒尾 寛  
大田市大田町 大田商工会議所内  
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷  
大田市鳥井町鳥越413-42  
TEL (0854) 82-0540